インフォメーション

エコールみよたエレベーター修繕工事のお知らせ

エコールみよた施設内エレベーターの安全性および機能維持のため、次の期間において修繕工事を実施します。

工事期間中は、エレベーターの利用ができません。ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

工事期間・箇所
①11月16日(月)～11月25日(水)　浅間縄文ミュージアム　エレベーター
②11月30日(月)～12月9日(水)　エントランスホール　エレベーター
問い合わせ先　教育委員会生涯学習係　(32)2770

高等学校等通学応援金申請受付を開始します

高等学校等に就学する生徒の保護者の皆さまを対象に高等学校等通学応援金を支給します。

対象者　高等学校等（高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、通信制高校など）に就学する生徒の保護者で、町内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方。
※保護者の所得制限、対象者の年齢制限はありませんが、世帯員全員が町税等を滞納していないことが条件です。
支給額　生徒一人当たり月額1，000円（上限12，000円）
申請方法　住民基本台帳に登録されている平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれの方に11月中にご案内を送付いたしますので、詳しくはご案内をご覧ください。なお、年齢制限はありませんので、対象となるがご案内が届かない場合（例：20歳で通信制高校に就学しているなど）は、町ホームページをご確認いただき、ご申請ください。
支給対象期間　在学中の3年間を上限とします。
申請締め切り　令和9年3月31日（水）
問い合わせ先　教育委員会学校教育係　(32)9100

農で つながる女性のための交流会を開催します

このたび町では、農村女性ネットワーク御代田、長野県農村生活マイスター協会御代田地区、また長野県佐久農業農村支援センターと共同で、農業や農村での暮らしに関心のある女性たちが集まり、意見や情報交換、仲間づくりのための交流会を、昨年に引き続き開催します。

参加できる方　町内に居住する農業や農村での生活、食文化に興味のある女性
日時　11月25日（水）　午前10時～午後1時
場所　エコールみよた調理室
内容　豆腐作り講習会
参加費　500円（一人）
申込期限　11月10日（火）
持ち物　三角巾、エプロン、マスク
注意事項　当日の参加はできませんので、必ず事前に申し込みをしてください。
申し込み・問い合わせ先　産業経済課農政係　(32)3113

無料法律相談会を開催

町では、長野県弁護士会佐久在住会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時　12月3日（木）　午後1時30分～3時30分
相談会場　役場2階相談室5（控室 役場2階会議室2）
申込時間　午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）
申込締め切り　11月26日（木）
対象者　町内在住者
相談人数　4人（先着順）
相談時間　30分程度
その他　相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますのでご了承ください。
申し込み・問い合わせ先　総務課行政係　(32)3111

防災行政無線専用ダイヤル
0120（131）994
フリーダイヤル「ボウサイキクヨ」で覚えてください。
防災行政無線で放送した内容を、電話で確認できます。
問い合わせ先　総務課情報防災係（32）3111

11月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 固定資産税（4期分）
- 国民健康保険税（6期分）
- 後期高齢者医療保険料（5期分）
- 介護保険料（5期分）
- 保育料（11月分）
- 町営住宅使用料（11月分）
- 上水道使用料（11月期分）大口10月使用分
- 下水道使用料（11月期分）大口10月使用分

納期限　11/30（月曜日）

要介護1～5の認定を受けている65歳以上の皆さまとご家族さまへ

『障害者控除対象者認定』をご存じですか。

・要介護1～5の認定を受けている
・身体障害者手帳等の交付がない

右記を満たす65歳以上の方は、申請を行い、基準に該当すると認定されると、税法上の障害者控除対象者とみなして**「障害者控除対象者認定書」**の交付を受けられます。所得申告の際に認定証を提示することで、ご本人もしくは扶養者が所得税および住民税の控除を受けることができます。

申請方法

①認定を受けている方
認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効です（介護度の変更や心身の状況により区分が変更となる場合は、再度申請が必要になります）。

②まだ認定を受けていない方
障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。役場1階7番窓口へお越しください。

申請後、「認定基準」に該当するか審査し、認定書を交付します。審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、令和8年分の確定申告時に認定書を提示したい方は、12月22日（火）までに申請してください。

区分	認定基準
障害者	認知度 Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa
	寝たきり度 A1、A2、B1
特別障害者	認知度 Ⅲbより重度
	寝たきり度 B2より重度

要介護認定時の「認定調査票」と「主治医意見書」双方のランクにより、該当するか判定します。
※双方のランクの差異により区分が異なる場合は、要介護1～3を障害者、要介護4・5を特別障害者とします。

問い合わせ・申請先　保健福祉課介護高齢係　(31)2512

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

「親子を支えるためにできること」

オレンジリボンは、子どもの虐待防止のシンボルです。毎年11月に行われる、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」は、子ども虐待への関心と理解を深め、子どもの命と心を守る取り組みです。この機会に、親子を支えるために一人ひとりができることを考えてみませんか。

【何気ない声かけから】

子育て中の親子にとって、近所の人からの何気ない声かけは、地域の中に自分たちの居場所があると感じられるきっかけになります。子どもにとっても、顔を知り、あいさつを交わせる大人がいることは安心につながります。

子育て中の皆さんも、困った時や少し疲れたときには、身近な人に話してみませんか。誰かに話したり、助けを求めたりすることは、ご自身とお子さんを大切にするための選択肢の一つです。悩みが大きくなる前に、決して弱いことでも、子育てを投げ出すことでもありません。家族や友人、地域の人、相談機関など、話せる相手とつながっておくことが、親子の安心を支えます。

【心地よい距離を大切に】

人との関わり方や心地よい距離は、家庭によって異なります。近所だからといって、無理に距離を縮める必要はありません。すれ違ったときに会釈をする、相手の様子に合わせて声をかけるなど、ほどよい距離からそっと気にかけることも、親子を支える一つの形です。

子育て中の皆さんも、周囲との関わり方に決まった形はありません。無理に周囲に合わせず、自分や家族にとって心地よい距離を大切にしてよいのです。その一方で、困ったときに頼れそうな人や場所を、一つ思い浮かべてみてはどうでしょうか。身近な人が思い浮かばないときには、地域の相談機関も、あなたとお子さんを気にかけ、一緒に考える存在です。誰かに相談したり、助けを求めたりすることは、ご自身とお子さんを大切にするための選択肢の一つです。悩みが大きくなる前に、「少し困っている」と相談してみませんか。

相談窓口
佐久児童相談所　0267(67)3437
保健福祉課こども家庭相談係　0267(31)0747

www.orangeribbon.jp
子ども虐待防止オレンジリボン運動

共生社会実現のための手話講座 受講者を募集

手話や聴覚障がいに対する理解を深めていただくため、共生社会実現のための手話講座「楽しく学ぼう手話（入門編）」を開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお申し込みください。

日時　12月16日（水）　午後2時～4時
場所　佐久穂町生涯学習館　中会議室
内容　ろう者の体験談を聞き、あいさつや簡単な日常会話に関する手話単語を学ぶ
受講料　無料
申込方法　12月14日（月）午後5時までに参加申込書をFAXまたはメールでご提出ください（電話での申し込みも可能）。
※参加申込書は保健福祉課（役場1階5番窓口）で配布しています。
申し込み・問い合わせ先　佐久保健福祉事務所福祉課　福祉第二係　0267(63)3143　FAX 0267(63)3110